

**令和4年第11回筑紫野市農業委員会総会
議事録**

令和4年11月7日 午後2時55分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和4年11月7日 午後2時55分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和4年11月7日 午後3時23分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、

天本京子、萩尾博道、久原暢、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、

澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

高山スミ子、八尋雄二

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第38号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第29号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第30号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第31号 非農地証明願について

農政

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：それでは、始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第11回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、2番委員の砥綿委員さん、9番委員の萩尾委員さんを指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って御審議をお願いいたします。資料はお手元にあるかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず1ページお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第37号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外19筆。地積につきましては、田が1万96.53平米、畑が563平米、合計が1万659.53平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にありますように、あっせん希望の有無についてはなしということでございました。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第38号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号 1、届出者、筑紫野市□□、株式会社□□、代表取締役、□□。届出地の表示、□□（一部）でございます。地積につきましては、田199平米、合計で199平米となっております。先ほど「一部」とありましたように、1筆としては3,007平米ありますが、そのうちの一部、199平米の届出となっております。届出の事由は、適用条項第29条第1号、農業者用トイレ・休憩所及び駐車場の設置ということになっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第39号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号 1、譲受人、飯塚市□□、□□。譲渡人、大阪市北区□□、□□株式会社代表取締役、□□。届出地の表示、□□。地積、畑が195平米でございます。合計195平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は軽量鉄骨造の2階建て。工事期間は令和4年10月29日から令和5年3月11日までとなっております。受付月日は令和4年9月26日です。

続けて番号 2、譲受人、福岡市博多区□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、福岡市東区□□、□□外1名。届出地の表示、□□外1筆。地積は、田が747平米、畑が239平米、合計で986平米となっております。届出内容は、転用目的が宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地となっております。工事期間は令和4年12月15日から令和5年の12月30日までとなっております。受付月日は令和4年9月29日でございます。

続いて番号 3、譲受人、太宰府市□□、株式会社□□。譲渡人、唐津市□□、□□外1名。届出地の表示、□□。地積は畑で33平米、合計で33平米でございます。届出内容でございますが、転用目的が道路。契約内容が売買。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は令和5年6月1日から令和5年9月30日までとなっております。受付月日は令和4年10月4日です。

最後に番号 4、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積が、田んぼが66平米、合計66平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模は砂利敷。工事期間は令和4年11月1日から令和4年12月1日

となっております。受付月日は令和4年10月7日となっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいまの4件につきまして質疑のある方はよろしくをお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第29号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：では、説明を行います。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積が田で482平米。申請理由としては相手方要望、契約内容は贈与です。

こちらの方なのですが、□□さんが、次男さんの□□さんに贈与という形で、すぐ隣の土地にもう既に家を建てられている途中です。そのすぐ横になります。もう1か所、もう1筆あるんですけど、ここは若干離れたところで狭いところなのですが、そこも併せて贈与という形で出てきております。

以上、審議をお願いいたします。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：2件あるのに1件しか上がっていないのは何ですか。下の字図は2件、11、12で2筆あるみたいですが。

○事務局：申請地の表示のところに□□外1筆ということになっておりますので、2件あります。

以上でございます。

○委員：じゃあ、番地は入れてないけど、もう1件。

○事務局：そうですね、はい。

○議長：同じ人の関係のときは一緒にしますので、「その他何筆」とか「その他何人」とか。

○委員：そういうことですね。分かりました。

○事務局：もう1筆のほうは□□ということで、7ページの字図②の資料に上がっている地番に

なります。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、次に行きます。8ページをお開けください。

議案第30号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：農地法第4条の規定による転用に関しまして、まず、地主さんのほうが筑紫野市□□、□□様。申請地の場所は□□になります。地積が372平米、地目が畑になっております。

申請内容は、転用目的は貸駐車場。主に輸送用トラックの駐車場にされる予定です。

構造は、構造といいますか、駐車場の状態としましては、碎石舗装、アスファルト舗装ということで、進入路のところが……、これ、図面を見たほうがいいですね。

次のページと次のページに図面がありますけども、場所は筑紫野インターの入り口になります。ちょうど筑紫野インターのほうに通称5号線のほうから上がって行って、流通倉庫のほうに上がっていく道とインターの入り口に入っていく道とに分かれていて、今、その真ん中の道が工事中の県道になります。この図面でいきますと、ちょっと分かりにくいですけども、東側のほうの敷地の598-1ですね。ここが転用の許可申請の畑です。隣の601-2とか601-1も同じ□□さんが持っておられて、同時に開発して、広い駐車場にされる予定になっております。

アスファルト舗装が、見積りは添付されていませんけども、私が見た書類では200平米になっています。というのが、アスファルトの進入路が、今工事されております県道から入り込んで、畑の敷地の西側のところに進入路を一本、アスファルト舗装で入り口を200平米だけさせて、あとは基本的には碎石、転圧かけて駐車場と、あと、車が入っていく区画をされて駐車場にされるということで、全体的にアスファルト舗装されるわけではありません。ほとんど碎石舗装といいますかね、碎石で、転圧かけてからされますので、浸水性は問題ないかと思っています。

審議事項としては、農地の区分としましては第三種で、資金内訳は自己資金100%でされます。開発許可が市整備要綱に該当ということになっています。用排水処理が条件付で、都市計画区域

は市街化調整区域になっております。地元の水利土木の委員長さんの、問題が生じたときには対処しますということで一筆が入れられております。

ここと同じ条件で駐車場にされたのが、山口コミュニティのすぐ近くに同じ会社が同じような工事内容でされている現物がありますので、私はそちらも確認しまして、きれいに整備されて駐車場としてされております。今回、流通トラックの保有のために、再度インター入り口の場所を確保したいということで今回の申請に上がっています。一応、賃貸借ですね。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、11ページをお開けください。2件ございます。

議案第31号、非農地証明願に関する件を議題といたします。1番、2番同じ場所でございますので、一緒にさせていただきます。

1番、2番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：それでは、私のほうから説明させていただきます。

申請人の住所、氏名ですが、1番は筑紫野市□□、□□さん。2のほうも筑紫野市□□、□□さんです。申請地の住所、□□さんのほうが□□。畑318平米。福永美智男さんのほうが、□□。地積は畑で732平米です。これはいずれももう山林で、植林されていて、□□さんのほうは、ここに書いてありますように昭和38年から植林をされております。現況は山林です。それと、福永さんのほうは昭和39年から植林されて、現況は山林となっております。

場所は、次のページ、ちょうど吉木小学校がありますが、すぐ裏が山ですので、その裏の山の谷になっております。それと、次の13ページに大きい字図がついていますが、□□の長ひょうい土地が□□さんの分です。□□番が□□さんです。ここは県営事業の治山事業で砂防ダムが

できるということで、以前、山林にしたときに地目変更をされてありませんでしたので、今回そういう流れの中で非農地証明をお願いしたいということでした。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案のほうに移ります。地図の次のページをお開けください。

農政議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-11-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,558平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年11月11日から令和6年11月10日までの2年間となっております。賃借料につきましては、玄米50キロ相当額ということになっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

3ページ目をお開きください。

合計でございます。更新が9件、新規が3件の合計12件。筆数といたしましては、更新が49筆、新規が8筆の57筆で、7万1,664平米の利用権設定に関する件でございます。

1点補足がございます。

4-11-012、□□様と公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長の□□が結ぶ利用権につきましては、議案第25号で配分の計画をさせていただいております。後ほど意見聴取をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、意見もございませんので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、次のページ、3／3のまたその先をお願いいたします。

農政議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4－11－101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□株式会社代表取締役、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積66平米。農振区分、農用地。利用権の種類は賃貸借でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年12月1日から令和14年10月31日までの約10年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり1万円となっております。

以降5筆につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計でございます。件数としましては、新規の1件、新規の筆が6筆といったところで、3,458平米の配分計画でございます。

説明は以上になります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について、御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

それでは、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第11回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。どうもお

疲れさまでございました。